

令和6年第2回知名町議会臨時会

第1日

令和6年9月17日

令和6年第2回知名町議会臨時会議事日程
令和6年9月17日（火曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 開議の宣告
- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 選挙第2号 議長の選挙について
- 追加日程第1 議席の指定について
- 追加日程第2 会議録署名議員の指名について
- 追加日程第3 会期決定の件について
- 追加日程第4 選挙第3号 副議長の選挙について
- 追加日程第5 議席の一部変更について
- 追加日程第6 常任委員の選任について
- 追加日程第7 議会運営委員の選任について
- 追加日程第8 選挙第4号 沖永良部バス企業団議会議員の選挙について
- 追加日程第9 選挙第5号 沖永良部衛生管理組合議会議員の選挙について
- 追加日程第10 選挙第6号 沖永良部・与論地区広域事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第11 同意第1号 監査委員の選任について
- 追加日程第12 決定第4号 閉会中の継続調査の件について
- 閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	田尻博樹君	2番	長山美香君
3番	原崎幸雄君	5番	西吉信君
6番	高風勝一郎君	7番	福川勝久君
8番	窪田仁君	9番	根釜昭一郎君
10番	西文男君	11番	福井源乃介君
12番	川畑光男君	13番	外山利章君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 藤田孝一君 議会事務局主事 元榮聡子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	今井力夫君	副町長	赤地邦男君
総務課長	成美保昭君		

△開 会 午前 10 時 00 分

○議会事務局長（藤田孝一君）

議場におられる皆さん、ご起立ください。

おはようございます。

お座りください。

本臨時会は、一般選挙後の初議会となります。したがいまして、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。出席議員中、川畑光男議員が年長の議員でありますのでご紹介いたします。

川畑光男議員、議長席にお着きください。

○臨時議長（川畑光男君）

ただいま紹介されました川畑光男です。

地方自治法第 107 条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いたします。

ただいまから令和 6 年第 2 回知名町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

△日程第 1 仮議席の指定について

○臨時議長（川畑光男君）

日程第 1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席を仮議席として指定します。

△日程第 2 選挙第 2 号 議長の選挙について

○臨時議長（川畑光男君）

日程第 2、選挙第 2 号、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（川畑光男君）

ただいまの出席議員は 12 人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に田尻博樹君及び長山美香君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（川畑光男君）

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（川畑光男君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（川畑光男君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

○議会事務局長（藤田孝一君）

〔点呼・投票〕

○臨時議長（川畑光男君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（川畑光男君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

次に、開票を行います。

先ほど立会人に指名されました田尻博樹君及び長山美香君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○臨時議長（川畑光男君）

選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、外山利章君7票、根釜昭一郎君5票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、外山利章議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（川畑光男君）

ただいま議長に当選された外山利章議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選人の発言を求め、当選されました外山利章議員から、演壇において就任の挨拶をお願いします。

○議長（外山利章君）

ただいま推薦をいただきまして、議長になることになりました外山でございます。皆様のご支援ありがとうございます。

先ほど委員会室のほうで、これからの新しい議会の形をつくっていききたいということで皆様にお話をさせていただきました。これも議員の皆様のご協力がなければできないことであります。

皆様の意見をしっかりと受け入れて、円滑な議会運営ができるよう、そしてこれからの新しい議会をつくっていけるよう頑張ってまいります。どうぞ皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

○臨時議長（川畑光男君）

これで臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。

外山議長、議長席にお着きをお願いします。

〔臨時議長退席、議長着席〕

○議長（外山利章君）

ただいまから議会運営に当たらせていただきますので、よろしくお願いします。

まず、本日の議事日程の追加についてお諮りします。

お手元に配付してあります追加議事日程のとおり、追加日程第1から追加日程第12までを本日の日程に追加し、順次議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（外山利章君）

異議なしと認めます。

したがって、議事日程を追加することに決定しました。

△追加日程第1 議席の指定について

○議長（外山利章君）

追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、知名町議会会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおりと指定します。

△追加日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（外山利章君）

追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、原崎幸雄君、西吉信君を指名します。

△追加日程第3 会期決定の件について

○議長（外山利章君）

追加日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（外山利章君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

△追加日程第4 選挙第3号 副議長の選挙について

○議長（外山利章君）

追加日程第4、選挙第3号、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（外山利章君）

ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に高風勝一郎君及び福川勝久君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（外山利章君）

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（外山利章君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（外山利章君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（藤田孝一君）

〔点呼・投票〕

○議長（外山利章君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（外山利章君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

次に、開票を行います。

先ほど立会人に指名しました高風勝一郎君及び福川勝久君に開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（外山利章君）

選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、川畑光男君9票、西文男君3票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、川畑光男君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（外山利章君）

ただいま副議長に当選されました川畑光男君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選されました川畑光男君から、演壇において就任の挨拶をお願いします。

○副議長（川畑光男君）

ただいま荣誉ある知名町議会副議長に推挙されました。これも議員の皆様のお力のおかげです。どうもありがとうございます。

微力ながら、私も外山議員と共に円滑な議会活動を行い、本町のこれからの発展につなげていくよう努力していきたいと思っております。これも皆様、議員活動を行っている人たちと共に、知名町発展のために尽力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、今後ともご支援、ご指導、ご鞭撻のほどよろしく申し上げます。

○議長（外山利章君）

しばらくお待ちください。

△追加日程第5 議席の一部変更について

○議長（外山利章君）

追加日程第5、議席の一部変更を行います。

議席は、会議規則第4条第3項の規定により議長が指定しますが、先ほど議長及び副議長の選挙の結果が出ましたので、議席の一部変更を行います。

議会運営に関する申合せによりまして、議長の議席は最終番の13番、副議長は最終2番の12番となっています。

したがって、私、外山の議席を13番に、川畑君を12番に、福井君の議席を11番に、西君の議席を10番に、根釜君の議席を9番にそれぞれ変更します。

議席の移動をお願いします。

〔「議長、全国的に『君』『さん』はもうやっていないので、今議会から全て何々議員という指名でお願いしたい」呼ぶ者あり〕

○議長（外山利章君）

その点については、全協のほうでまた諮らせていただきたいと思います。よろし

いでしょうか。

[「はい」呼ぶ者あり]

△追加日程第6 常任委員の選任について

○議長（外山利章君）

追加日程第6、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、議長が指名することになっていますが、議会運営に関する申合せにより、各議員の希望を取り、調整の上、会議に諮って指名するとなっております。休憩中に希望を取りたいと思います。

しばらく休憩します。

休 憩 午前10時33分

再 開 午前11時31分

○議長（外山利章君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、委員会条例第7条第2項の規定によって、各常任委員を指名します。

まず、総務文教常任委員として、福川勝久議員、高風勝一郎議員、西文男議員、根釜昭一郎議員、長山美香議員、外山利章議員を指名します。

次に、経済建設常任委員として、窪田仁議員、田尻博樹議員、原崎幸雄議員、福井源乃介議員、西吉信議員、川畑光男議員を指名します。

以上のおり指名することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外山利章君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、各常任委員に選任することに決定しました。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長はそれぞれの委員会において互選することになりますが、委員会条例第9条第1項の規定によって、委員長及び副委員長が共にいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて互選を行わせることになっております。

委員会の場所を、総務文教常任委員会は議長室、経済建設常任委員会は委員会室

と定めます。

各常任委員は、休憩中にそれぞれの委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、速やかに委員会の構成を終わるよう、ここに招集します。

それでは、委員会開催のため、しばらく休憩をします。

休 憩 午前 1 1 時 3 3 分

再 開 午前 1 1 時 3 3 分

○議長（外山利章君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれた各常任委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届きましたので報告します。

総務文教常任委員会委員長に福川勝久議員、副委員長に高風勝一郎議員、経済建設常任委員会委員長に窪田 仁議員、副委員長に田尻博樹議員。

以上で報告を終わります。

△追加日程第 7 議会運営委員の選任について

○議長（外山利章君）

追加日程第 7、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員会の委員は、委員会条例第 4 条の 2 第 2 項の規定により 4 名となっていますが、その選任については、副議長及び総務文教常任委員長、経済建設常任委員長の 3 名に、副議長の属さない委員会から推薦する 1 名の計 4 名で構成する旨の申合せがあります。

お諮りします。

議会運営委員に、副議長、総務文教常任委員長、経済建設常任委員長と副議長の属さない委員会から推薦のあった長山美香議員の 4 名を選任したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（外山利章君）

異議なしと認めます。

議会運営委員に、副議長、川畑光男議員、総務文教常任委員長、福川勝久議員、経済建設常任委員長、窪田 仁議員、総務文教常任委員、長山美香議員、以上の 4 名を選任することに決定しました。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長は、それぞれの委員会において互選することになりますが、委員会条例第9条第1項の規定によって、委員長及び副委員長が共にいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて互選を行わせることになっています。議会運営委員会の場所を議長室と定めます。

議会運営委員は、休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、速やかに委員会の構成を終わるよう、ここに招集します。

それでは、委員会開催のため、しばらく休憩します。

休 憩 午前 11 時 36 分

再 開 午前 11 時 36 分

○議長（外山利章君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれた議会運営委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届きましたので報告します。

議会運営委員長に川畑光男議員、副委員長に長山美香議員。

以上で報告を終わります。

△追加日程第8 選挙第4号 沖永良部バス企業団議会議員の選挙について

○議長（外山利章君）

追加日程第8、選挙第4号、沖永良部バス企業団議会議員の選挙を行います。

これは、沖永良部バス企業団規約第5条の規定によって選挙するもので、同条第2項の規定により、本町の議会議員のうちから4名を選出することになっています。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、従来から指名推選の方法で行っていますので、今回も指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（外山利章君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（外山利章君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

沖永良部バス企業団議会議員に、田尻博樹議員、川畑光男議員、根釜昭一郎議員、西文男議員の4名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました4名を沖永良部バス企業団議会議員と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（外山利章君）

異議なしと認めます。

ただいま指名した田尻博樹議員、川畑光男議員、根釜昭一郎議員、西文男議員の4名が沖永良部バス企業団議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

△追加日程第9 選挙第5号 沖永良部衛生管理組合議会議員の選挙 について

○議長（外山利章君）

追加日程第9、選挙第5号、沖永良部衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

これは、沖永良部衛生管理組規約第5条第2項の規定によって選挙するもので、同条第1項により、本町の議会議員のうちから4名を選出することになっています。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、従来から指名推選の方法で行っていますので、今回も指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（外山利章君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（外山利章君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

沖永良部衛生管理組合議会議員に長山美香議員、原崎幸雄議員、窪田 仁議員、福井源乃介議員の4名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました4名を沖永良部衛生管理組合議会議員と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（外山利章君）

異議なしと認めます。

ただいま指名しました長山美香議員、原崎幸雄議員、窪田 仁議員、福井源乃介議員の4名が沖永良部衛生管理組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

△追加日程第10 選挙第6号 沖永良部・与論地区広域事務組合議会議員の選挙について

○議長（外山利章君）

追加日程第10、選挙第6号、沖永良部・与論地区広域事務組合議会議員の選挙を行います。

これは、沖永良部・与論地区広域事務組合同規約第5条の規定によって選挙するもので、同条の規定により、本町の議会議員のうちから3名を選出することになっています。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、従来から指名推選の方法で行っていますので、今回も指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（外山利章君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（外山利章君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

沖永良部・与論地区広域事務組合議会議員に西 吉信議員、高風勝一郎議員、福川勝久議員の3名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました3名を沖永良部・与論地区広域事務組合議会議員と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（外山利章君）

異議なしと認めます。

ただいま指名した西 吉信議員、高風勝一郎議員、福川勝久議員の3名が沖永良部・与論地区広域事務組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

△追加日程第11 同意第1号 監査委員の選任について

○議長（外山利章君）

追加日程第11、同意第1号、知名町監査委員の選任に付き同意を求める件を議題とします。

なお、本件は地方自治法第117条の規定により除斥の対象になりますので、福井源乃介議員の退席を求めます。

〔11番 福井源乃介君 退席〕

○議長（外山利章君）

提案理由の説明を求めます。

しばらく休憩します。

休 憩 午前11時44分

再 開 午前11時48分

○議長（外山利章君）

休憩前に引き続き会議を始めます。

提案理由の説明を求めます。

○町長（今井力夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました同意案件につきましては、知名町監査委員の選任につきまして同意を求める案件でございます。

次の者を知名町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、同意されますようお願い申し上げます。

なお、委員の推薦につきましては、今お手元でございますけれども、福井源乃介議員を知名町監査委員として選任を提案いたします。

よろしくご審議の上、同意くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（外山利章君）

本件について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（外山利章君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

これから同意第1号、知名町監査委員の選任に付き同意を求める件を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（外山利章君）

起立多数と認めます。

したがって、同意第1号、知名町監査委員の選任に付き同意を求める件は、同意することに決定しました。

△追加日程第12 決定第4号 閉会中の継続調査の件について

○議長（外山利章君）

追加日程第12、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の本会議

の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありません。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（外山利章君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本臨時会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第2回知名町議会臨時会を閉会します。

ご起立ください。

ご苦労さまでした。お疲れさまでした。

閉 会 午前11時53分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

知名町議会議長 外山 利章

知名町議会臨時議長 川畑 光男

知名町議会議員 原崎 幸雄

知名町議会議員 西 吉信